

静岡県警察本部告示 第 53号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 103 条の規定による行政処分について、公開による聴聞を行うので、同法第 104 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年10月8日

静岡県警察本部長 久田

誠



- 1 聴聞の期日
令和8年10月28日 午前 9 時00分
- 2 聴聞の場所
静岡市葵区与一六丁目16番 1 号
静岡県警察本部中部運転免許センター